

議第202号 かまがり温泉やすらぎの館設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、かまがり温泉やすらぎの館の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率^{かい}に応じた改定率1.2を乗じた額に改定します。

なお、通常使用料等の利用者区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定額は次の表のとおりです。

(1) 通常使用料（一人1回につき）

利用者区分	改正前額(円)	改正後額(円)
大人	600	720
小学生	450	540

(2) 特定の日における割引使用料（一人1回につき）

利用者区分	改正前額(円)	改正後額(円)
大人	400	480
小学生	250	300

(3) 高齢者・障害者割引使用料（毎週月曜日及び木曜日において一人1回につき）

利用者区分	改正前額(円)	改正後額(円)
大人	400	480
小学生	250	300

(4) 回数券使用料

区分	改正前額(円)	改正後額(円)
11回分	6,000	7,200

3 施行期日

令和2年4月1日